

## 市長の職権濫用問題及び農地法違反の調査に関する決議

## 1 調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- (1) 市長の職権濫用問題に関する事項
- (2) 市長の農地法違反等に関する事項

## 2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第110条第4項及び豊明市議会委員会条例第6条の規定により委員10人からなる市長の職権濫用問題及び農地法違反調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

## 3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項の規定により、選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求する権限並びに同条第10項の規定により、団体等に対し照会をし又は記録の送付を求める権限を上記特別委員会に委任する。

## 4 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる事項の調査が終了するまで存続するものとする。

## 5 調査経費

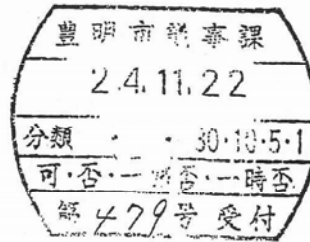
本調査に要する経費は、平成24年度の議会費の予算の範囲内とする。

平成24年10月26日

愛知県豊明市議会

平成24年11月22日

愛知県豊明市議会議長 安井 明 殿



豊明市長 石川英明



## 再 議 請 求 に つ い て

平成24年10月26日に開催された10月緊急議会において議決された「市長の職権濫用問題及び農地法違反調査特別委員会」の設置に関する件については、以下3点の理由により議会の権限を超え、かつ法令に違反すると認めるので、地方自治法第176条第4項に基づく再議を求めらる。

## 理 由

- 1、「職権濫用問題に関する事項」は調査の対象として抽象的に過ぎ、何を調査するのかが明確でなく、当市の事務にあたらなことから地方自治法第100条第1項の規定に基づく議会の調査権の行使は及ばないと認めた。
- 2、「農地法違反等に関する事項」に関しては、すでに平成24年10月30日付でJAあいち尾東から「農地利用集積円滑化事業による農地利用権設定の申出書」が当市農業委員会に提出され審査中である。したがって、議会は農業委員会の審査を尊重すべきであり、農業委員会の決定に影響を及ぼすことが懸念される調査権の行使は議会として地方自治法第100条第1項の規定に基づく権限を超えるものと認めた。
- 3、上記特別委員会の設置に関する議決において、議会は調査経費について「本調査に要する経費は、平成24年度の議会費の予算の範囲内」としている。  
しかし、地方自治法第100条第1項の規定に基づき議会が調査を行う場合には、同条第11項により、予め、当該調査のために要する経費の額を定めなければならないのである。  
調査のために要する経費の額を具体的に定めていないまま上記特別委員会を設置するとの議決は、地方自治体としての当市の財政規律を揺るがし、同条第11項に違反するものと認めた。

## 参 考 条 文

## 地方自治法(抄)

[調査権・刊行物の送付・図書室の設置等]

第100条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

②～⑩ 略

⑪ 議会は、第1項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。

⑫以下 略

[議会の瑕疵ある議決又は選挙に対する長の処置]

第176条 ①～③ 略

④ 普通地方公共団体の議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。

⑤ 前項の規定による議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、都道府県知事にあつては総務大臣、市町村長にあつては都道府県知事に対し、当該議決又は選挙があつた日から21日以内に、審査を申し立てることができる。

⑥ 前項の規定による申立てがあつた場合において、総務大臣又は都道府県知事は、審査の結果、議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該議決又は選挙を取り消す旨の裁定をすることができる。

⑦ 前項の裁定に不服があるときは、普通地方公共団体の議会又は長は、裁定のあつた日から60日以内に、裁判所に出訴することができる。

⑧ 略

[審査の裁決期間]

第257条 この法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定による審査の申立てに対する裁決は、その申立てを受理した日から90日以内にこれをしなければならない。

② 略

[異議の申出等の手続]

第258条 この法律又は政令に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定による異議の申出、審査の申立て又は審決の申請については、行政不服審査法第9条から第1.3条まで、第1.4条第1項ただし書、第2項及び第4項、第1.5条第1項及び第4項、第1.7条から第1.9条まで、第2.1条から第3.5条まで並びに第3.8条から第4.4条までの規定を準用する。